

## 折口川水系河川改修検討調査業務に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

折多地区（折口川流域）は、国道3号、国道389号及び南九州西回り自動車道が位置し、今後も北薩横断道路の整備が予定される北薩地域の重要な交通結節点となる地区である。

しかし、同地区は、平成18年7月の県北部豪雨災害時のように、大雨と満潮が重なれば、すぐに湛水状態となり、民家・農地の浸水被害やライフラインとなる主要幹線道路の冠水被害まで頻発している現状にある。

よって、地区の被災状況を把握するとともに、将来的にどのような農地利用等が望ましいか検討を行い、本市における折口川水系の治水対策のビジョンを明確にすることを目的としてこの業務を実施するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

折口川水系河川改修検討調査業務委託

#### (2) 業務内容

別紙折口川水系河川改修検討調査業務委託特記仕様書のとおり

#### (3) 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税及び法人税、消費税等国税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始申立てをしていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 次表に掲げる条件を満たしていること。

項目	内容
業務実績	過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間）のうち国土交通省又は地方公共団体発注の同種又は類似業務の完了実績を1件以上有している事業者であること。なお、同種又は類似業種とは、以下のとおりとする。

	同種業務：一級又は二級河川の治水対策に関する調査・計画・検討業務 類似業務：一級又は二級河川の治水対策に関する設計業務
地域要件	管理技術者又は担当技術者が鹿児島県内の本店又は支店等に駐在している企業であること。

#### 4 実施スケジュール

	項目	日程
1	公募開始	令和3年7月 7日 (水)
2	参加申込書の提出期限	令和3年7月 7日 (水) ～ 7月16日 (金)
3	質問書の受付期限	令和3年7月 7日 (水) ～ 7月14日 (水)
4	質問への回答期限	令和3年7月16日 (金) ※HPに掲載
5	参加資格結果通知	令和3年7月28日 (水)
6	提案書等の提出期限	令和3年7月28日 (水) ～ 8月18日 (水)
7	審査の結果通知・公表	令和3年8月31日 (火)
8	契約締結	令和3年9月以降

※ スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

#### 5 提出様式等の配布方法

実施要項、参加申込書等の様式は、阿久根市ホームページからダウンロードすること。(阿久根市ホームページ URL <https://www.city.akune.lg.jp>)

#### 6 参加申込書の提出

##### (1) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書」に必要事項を記載し、押印の上、関係書類を添えて提出するものとする。

##### (2) 提出書類 (各1部提出)

ア 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第1号)

イ 会社概要書 (様式第2号)

ウ 業務実績書 (様式第3-1号及び様式第3-2号)

※ 様式第3-1号は同種業務実績を優先的に記載すること。(最大10件)

エ 配置予定技術者調書 (様式第4号)

※ 同種業務実績を優先的に記載すること。

(管理技術者：最大5件、担当技術者：最大3件)

##### (3) 申込期限

令和3年7月16日 (金) 午後5時まで

##### (4) 提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市 都市建設課 建設係

電話番号：0996-73-1190（直通）

(5) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は必着とし、併せて電話連絡をすること。）

(6) 参加辞退

本プロポーザルに参加申込みをした事業者は、2次審査参加資格者が決定するまでは、参加を辞退することができるものとする。この場合には「公募型プロポーザル参加辞退届（様式第5号）」を提出するものとする。

提出した辞退届は、撤回することはできない。

なお、辞退した事業者については、これを理由として以後の入札参加資格等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出書類 質問書（様式第6号）

イ 提出期限 令和3年7月14日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

電子メール又はFAXで提出すること。（ただし、いずれの場合も送信後に電話連絡すること。）

電子メール：kensetsu@city.akune.kagoshima.jp

FAX：0996-72-2029

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和3年7月16日（金）

イ 回答方法 阿久根市ホームページに掲載

8 参加資格等及び実績の審査（1次審査）

「公募型プロポーザル参加申込書」を提出した事業者について、当該業務の受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格及び実施要項への適合に関する確認を行い、事業者の実績及び配置予定技術者の内容に基づく1次審査（書類審査）を実施し、1次審査の上位5者（最大）を2次審査参加資格者（以下「参加資格者」という。）として選定するものとする。

(1) 評価方法

審査基準に基づき、業務実績の内容を選定委員会において評価を行い、上位5者を選定する。同一評価点が複数者あり1次審査の通過者数が5者を超えようとする場合は実績件数の多い事業者を上位とし、実績件数が同じである場合は配置予定技術者の実績件数が多い事業者を上位とする。

1次審査の審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点（合計点）
業務実績	○会社の実績	50点

	○配置予定技術者の実績・資格	
--	----------------	--

(2) 提案書等の提出要請

企画提案書の提出を要請する事業者（1次審査の上位5者）を選定後、「参加資格審査結果通知書（様式第7号）」により、提案書の提出を要請する。「参加資格審査結果通知書」により、参加資格がある旨の通知を受けた事業者（参加資格者）は、指定された日までに提案書等を提出するものとする。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類（ア及びエは各1部、イ及びウは各10部提出）

ア 提案書（様式第8号）

イ 実施方針・業務実施体制・業務スケジュール及び業務フロー（任意様式）

ウ 評価テーマに関する提案書（任意様式）

エ 見積書（様式第9号）

(2) 提出期限

令和3年7月28日（水）から令和3年8月18日（水）午後5時まで

(3) 提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市 都市建設課 建設係

電話番号：0996-73-1190（直通）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着とし、併せて電話連絡をすること。）

10 提案書の審査（2次審査）、採否の通知

(1) 審査

選定委員会は、審査基準に基づき参加資格者から提出された実施方針及び評価テーマに関する提案書について2次審査を行い、評価点が最上位の者を本業務の受託候補者に決定するものとする。（ヒアリングは行わない。）

2次審査の審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
提案書内容	○実施方針 ○評価テーマ	50点

(2) 受託候補者の決定

審査終了後、速やかに評価点を決定し、その結果、総合評価点が5割以上を獲得した参加資格者のうち、最も総合評価点が高い事業者を受託候補者として、次に総合評価点が高い事業者を次点順位者として決定するものとする。

なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより受託候補者を決定するものとする。

(3) 採否の通知

審査終了後、全ての2次審査参加者に対し、採否及び評価点の通知を行う。

- (4) 審査結果の公表  
審査結果については、阿久根市ホームページにて公表することとする。

#### 1 1 契約手続

受託候補者として決定された事業者と契約手続を進める。

#### 1 2 提案書等の取扱い

- (1) 本市は、提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (2) 本市は、提出された参加申込書、提案書等は本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。
- (3) 本市は、提出された参加申込書、提案書等は本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。

#### 1 3 失格事項

本プロポーザルに参加申込みをした事業者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加申込者を失格とする。

- (1) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合や提案書等へ虚偽記載が判明した場合
- (2) 選定委員会委員との接触など、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 提案書等の提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- (4) 提案書等の作成方法及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (5) 見積書に記載された金額が、委託上限額を超過している場合

#### 1 4 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加した事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加申込書、提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めない。
- (3) 提出された参加申込書、提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。  
ただし、本市が本プロポーザルの審査、その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することはできるものとする。
- (4) 電子メール等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 選定結果について、異議申立は一切受け付けない。
- (6) 評価テーマの提案内容は、提出者の企画力を見るためのもので、提案者が委託候補者として選定された場合においても、当該内容をそのまま採用するものではない。